

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）および地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）を総称していう。
- (2) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 医療費 子どもの疾病または負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額）と当該疾病または負傷について他の法令等の規定により国または地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを養育するものをいう。
- (5) 食事療養標準負担額 健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (6) 付加給付 医療保険各法の規定により被保険者もしくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるものまたは医療保険各法の被扶養者の家族療養費について当該医療保険各法の規定により付加給付されるものをいう。
- (7) 協定医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、同号に規定する保険薬局および同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者であつて、市長と協定を締結したものをいう。

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる子ども（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する者またはそれ以外の者で国民健康保険法第116条の2第1項もしくは第2項の規定

により市の区域内に住所を有するとみなされる国民健康保険の被保険者その他規則で定めるもので、医療保険各法の規定に基づき医療に関する給付を受けることのできるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定に基づく措置により小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託されている者または同号もしくは同法第27条の2第1項の規定に基づく入所の措置によりこれらの規定に規定する児童福祉施設に入所している者

2 前項の規定にかかわらず、保護者のうち子どもの生計を主として維持する者の前年（1月から7月までの間に行われた医療に関する給付については、前々年）の所得の額が規則で定める額以上であるときは、当該子どもは、対象者としなない。

3 前項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は、規則で定める。

（受給資格の認定申請）

第4条 受給資格の認定を受けようとするときは、保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、受給資格があると認定した者（以下「受給者」という。）については保護者に受給者証を交付し、受給資格がないと認定した者については保護者にその旨を通知するものとする。

（助成の額）

第5条 医療費の助成の額は、受給者に係る医療費から一部負担金として規則で定める額、食事療養標準負担額および付加給付の額を控除した額とする。

（助成の方法等）

第6条 医療費の助成は、市長が、協定医療機関等からの請求により当該協定医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、市長が必要があると認めるときは、保護者からの申請により当該保護者に支払うことにより、または市長が別に定める方法により行うことができる。

2 前項ただし書の規定による申請は、受給者が医療に関する給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

（受給期間）

第7条 医療費の助成は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める期間に行われた医療に関する給付について行うものとする。

(1) 対象者となつた日の翌日から起算して14日以内に第4条第1項の規定による申請をした者
当該対象者となつた日の属する月の初日から受給資格を喪失した日の属する月（当該受給資格
を喪失した日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。次号において同じ。）の末
日までの期間

(2) 対象者となつた日の翌日から起算して14日を経過した後に第4条第1項の規定による申請
をした者 同条第2項の規定により受給資格があると認定された日の属する月の初日から受給
資格を喪失した日の属する月の末日までの期間

(届出義務)

第8条 保護者は、受給者がその資格を喪失したとき、または届出事項に変更があつたときは、そ
の旨をすみやかに市長に届け出なければならない。

(譲渡または担保の禁止)

第9条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第10条 偽りその他不正の行為によつて助成を受けた者があるときは、市長はその助成をした額の
全部または一部の返還を命ずることができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年6月1日から施行する。
- 2 旧亀田市乳幼児の医療費の助成に関する条例（昭和47年10月16日亀田市条例第24号）の規定に
基づく受給資格者は、この条例の規定に基づく受給者とみなす。
- 3 戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町の編入の日（次項において「編入日」という。）に
おいて、現に廃止前の戸井町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年戸井町条例第28号）、
恵山町乳幼児医療費助成に関する条例（昭和47年尻岸内町条例第4号）、椴法華村乳幼児医療費
助成に関する条例（昭和48年椴法華村条例第17号）または南茅部町乳幼児医療費の助成に関する
条例（平成13年南茅部町条例第1号）（次項においてこれらを「廃止前の条例」という。）の規
定により受給者とされている者は、この条例の規定により受給者とされた者とみなす。
- 4 編入日前に廃止前の条例の規定により受給者とされた者が受けた医療に関する給付に対する医
療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年7月17日条例第14号）

この条例は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和48年9月29日条例第20号）

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月1日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月26日条例第44号抄）

1 この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月26日条例第45号）

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月25日条例第23号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（平成6年12月16日条例第43号）

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、改正後の第5条中「標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附 則（平成9年3月27日条例第7号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月11日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第19号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第62号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月15日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第24号）

改正

平成14年9月27日条例第42号

平成16年6月25日条例第33号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の函館市乳幼児医療費助成条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定は、平成14年4月1日以後に出生した乳幼児について適用し、同日前に出生した乳幼児については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するものを除くほか、改正後の条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月27日条例第42号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日条例第45号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の（中略）函館市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月25日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(函館市乳幼児医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の函館市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(函館市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の函館市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成16年11月17日条例第84号）

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年6月29日条例第37号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年7月7日条例第37号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第60号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月19日条例第64号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第21号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月2日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第44号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月22日条例第13号抄）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月8日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月10日条例第54号）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の函館市重度心身障害者医療費助成条例、函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 13 日 条例第 10 号）

- 1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。